

**特定の地域等における特定の目的  
のための公共施設等に対する交付金**

# (1) 特定防衛施設周辺整備調整交付金

## 航空空港課

### 1. 目的

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与することを目的とする。(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律及び同法施行令)

### 2. 交付対象市町村

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村（昭和50年3月10日、総理府告示第4号）

### 3. 交付金額

交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金の金額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則で定めるところにより算定した額とする。

- ① 特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積
- ② 特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積が当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- ③ 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率
- ④ 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合
- ⑤ 特定防衛施設別の運用の態様

(算定式)

$$\begin{aligned}
 & \text{普通交付額} \times \left[ 20/100 \times \frac{\text{当該関連市町村の面積点数}}{\text{関連市町村の面積点数を合算した点数}} + 22/100 \times \frac{\text{当該関連市町村の人口点数}}{\text{関連市町村の人口点数を合算した点数}} \right] \\
 & + 53/100 \times \frac{\text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数及び地域点数を合算した点数}}{\text{関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数及び地域点数を合算した点数}} + 5/100 \times \frac{\text{当該関連市町村に係る特定防衛施設の訓練点数}}{\text{関連市町村に係る特定防衛施設の訓練点数を合算した点数}}
 \end{aligned}$$

### 「用語の意味」

- 普通交付額 交付年度に交付すべき交付金の予算額に100分の62.5を乗じて得た額
- 面積点数 特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積の区分に応じ、定められた数値に、特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積が関連市町村の同日現在における面積に占める割合に応じた数値を乗じて得た数値
- 人口点数 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の区分に応じ、定められた数値に、人口の割合に応じた数字を乗じて得た額

○特定防衛施設の運用点数

次の式により算定した数値

(飛行場)

航空機の種類別点数×航空機の飛行回数別点数

$$\times \left\{ 1 + \frac{1}{2} (\text{当該飛行場等に係る関連市町村の数} - 1) \right\} \times \frac{\text{当該関連市町村の配分点数}}{\text{当該飛行場等に係る関連市町村の配分点数を合算した点数}}$$

- ・ 航空機の種類別点数                      航空機の種類に応じ、定められた数値
- ・ 航空機の飛行回数別点数                飛行回数と障害人口を合算した人口の区分に応じ、定められた数値
- ・ 配分点数                                    関連市町村ごとの障害人口の区分に応じ、定められた数値

○地域点数                      次に掲げる事項の当該数値を合算した数値

関連市町村の第一種区域の交付年度の4月1日現在における人口の当該第一種区域の同日現在における面積に対する割合

飛行場における航空機の地上での移動、航空機の整備並びに航空機の運用及び管理により近隣住民に影響が生じる音響の強度及び頻度

飛行場における航空機の地上での移動、航空機の整備及び航空機の運用及び管理により近隣住民に影響が生じる特定悪臭物質の濃度及び頻度又は臭気指数の高さ及び頻度

防衛施設における回転翼航空機以外の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の頻度

航空による射撃又は爆撃が実施される演習場で実施される航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

防衛施設における航空機の地上での移動、航空機の整備並びに航空機の運用及び管理により近隣住民に生じる音響の強度及び頻度

○特定防衛施設の訓練点数    特定防衛施設の運用の態様の変更の区分に応じ得られた数値

4. 交付対象事業

次に掲げる公共用の施設及び事業

(1) 施設

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| ① 交通施設及び通信施設 | ② スポーツ又はレクリエーションに関する施設 |
| ③ 環境衛生施設     | ④ 教育文化施設               |
| ⑤ 医療施設       | ⑥ 社会福祉施設               |
| ⑦ 消防に関する施設   | ⑧ 産業の振興に寄与する施設         |

(2) 事業

- |  |                     |
|--|---------------------|
| ① 防災に関する事業   | ② 住民の生活の安全に関する事業    |
| ③ 通信に関する事業   | ④ 教育、スポーツ及び文化に関する事業 |
| ⑤ 医療に関する事業   | ⑥ 福祉に関する事業          |
| ⑦ 環境衛生に関する事業                                       | ⑧ 産業の振興に寄与する事業      |
| ⑨ 交通に関する事業   | ⑩ 良好な景観の形成に関する事業    |
| ⑪ 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの |                     |

(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金

消 防 保 安 課

1. 目 的

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和 53 年 9 月 28 日通商産業省告示）に基づき、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、必要な公共用施設の整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

すなわち、一定量以上の石油（液化石油ガスを含む）貯蔵施設が新增設又は設置されている市町村及び隣接市町村が、交付対象公共用施設を設置する場合、一定の限度内において交付金が交付される。

2. 交付対象市町村

- (1) 一定規模以上の石油貯蔵施設が新設又は増設される所在市町村及び隣接市町村
- (2) 石油精製業者等が保有する石油の貯蔵量の合計が 10 万キロリットル以上の所在市町村及び隣接市町村

3. 交付金の交付限度額及び配分

2 の (1) の場合

- 交付限度額…………… 1 件当たり 40 億円を限度として石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に 1 キロリットル当たり 800 円を乗じて得た金額とする。
- 交付金の配分…………… 原則として当該市町村：周辺市町村・都道府県＝4：6 とし、6 の配分については両者（周辺市町村・都道府県）の協議によるものとする。

2 の (2) の場合

- 交付限度額…………… 毎会計年度ごとに石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が 10 万キロリットル以上の市町村当たり石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量に応じて、次の算式より算出して得た金額とする。

石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量 (単位：キロリットル)	算 式
10 万以上 100 万未満	$A = 0.495 V + 11.55$
100 万以上 200 万未満	$A = 0.33 V + 28.05$
200 万以上 500 万未満	$A = 0.165 V + 61.05$
500 万以上 1,000 万未満	$A = 0.0385 V + 124.3$
1,000 万以上	$A = 0.0044 V + 158.4$
(備考) A＝交付金の交付限度額（単位：百万円） V＝石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量(単位：万キロリットル)	

○交付金の配分……………原則として当該市町村：周辺市町村・都道府県＝7：3とし、3の配分については  
両者（周辺市町村・都道府県）の協議によるものとする。

(別表)

交付対象施設一覧表（2の(1)・(2)共通）

公 共 用 施 設	公 共 用 の 施 設 の 内 容
(1) 道路	都道府県道、市町村道、防災道路
(2) 港湾	小型船用の水域施設、外郭施設、係留施設及びこれらに伴う臨港交通施設
(3) 漁港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設
(4) 都市公園	遮断緑地、児童公園
(5) 水道	上水道、簡易水道
(6) スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、その他これに準ずる施設
(7) 通信施設	有線ラジオ放送施設、有線テレビジョン放送施設、無線施設、有線放送電話施設、その他これに準じる施設
(8) 環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、排水路、環境監視施設、その他これに準じる施設
(9) 教育文化施設	学校、専修学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民族資料館、青年の家、その他社会教育施設、労働会館、その他これに準じる施設
(10) 医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、その他これに準じる施設
(11) 社会福祉施設	児童館、保育所、児童遊園地、老人福祉施設、母子福祉施設、その他これに準じる施設
(12) 国土保全施設	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、森林保安施設、海岸保全施設、河川、砂防施設
(13) 消防に関する施設	消防署、消防団詰所、消防車庫、消防車、消防艇、消防用ホース、消防用無線機器、防火衣、大型高所放水車、高規格救急自動車、救急車、救急高度化推進医療機器、その他これに準じる施設
(14) 農林水産業に係る共同利用施設	農道、林道、農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所、養魚施設、選果場、稚蚕飼育所、農林漁業者の生活改善のための普及、展示等の施設、養魚施設、共同貯蔵所、その他これに準じる施設
(15) 商工業その他の産業（農林水産業を除く。）に係る共同利用施設	職業訓練施設、商工会館、物産館、その他の普及・展示等の施設、市場、荷さばき場、駐車場、その他これに準じる施設

(3) 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）

水 資 源 課

1. 目 的

電源三法（「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」、「発電用施設周辺地域整備法」）に基づく交付金を、都道府県を通して、水力発電施設の設置に伴う自然環境又は生活環境への影響を緩和するため市町村が講じる措置に対して交付し、地元の福祉向上等を促進することによって、水力発電施設の設置・運転の円滑化を図ることを目的とする。

2. 交付対象市町村

交付対象となる水力発電施設は発電事業者の設置したもので使用開始後 15 年を越えたもので、当該市町村内に所在する対象水力発電施設に係る特定区分施設等に応じ算出した評価出力の合計が 1,000KW 以上で、かつ、基準発電電力量の合計が 500 万 KWh 以上の市町村

特定区分施設等の種類	1. 一の市町村の区域のみに含まれるもの	2. 二以上の市町村の区域に含まれるもの
評 価 出 力	次の算式により算定して得た出力 $C \times \frac{1}{E}$	次の算式により算定して得た出力 $C \times \frac{1}{E} \times \frac{1}{F}$
基 準 発 電 電 力 量	次の算式により算定して得た 発電電力量 $D \times \frac{1}{E}$	次の算式により算定して得た 発電電力量 $D \times \frac{1}{E} \times \frac{1}{F}$

(備 考)

- (1) Cは、交付年度の 16 年前の会計年度の末日における当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の出力
- (2) Dは、交付年度（当該特定区分施設等に係る交付金の交付が既に開始されている場合にあっては、当該交付金の交付が開始された会計年度）の 11 年前の 10 月 1 日から前会計年度の 9 月 30 日までの当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の年間発電電力量の平均
- (3) Eは、当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設に係る特定区分施設等の数
- (4) Fは、当該特定区分施設等がその区域に含まれる市町村の数

### 3. 交付金額

一の対象都道府県に対して交付することのできる一の水力発電施設周辺市町村に係る交付金の交付限度額は、次の算式により算定された額に以下の順序により調整を行った額とする。ただし、当該金額が、440万円に満たない場合にあつては、440万円とする。

$$A \times 0.075 + B \times 0.0375 \text{ 円}$$

Aは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる特定区分施設等（当該特定区分施設等に係る交付金の交付期間中にあるものに限る。以下「対象特定区分施設等」という。）の基準発電電力量のうち、自分流に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

Bは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象特定区分施設等の基準発電電力量のうち、揚水分に係るものの合計キロワット時を単位として表した数

[交付限度額の調整]

- ① 算定された交付限度額が令和2年度交付限度額を上回る場合、上回る部分について、その金額に1/10を乗じた額を令和2年度交付限度額に加算した額を交付限度額とする。
- ② 算定された交付限度額が1億円を上回る場合、1億円を上回る部分について、その金額に1/2を乗じた額を1億円に加算した額を交付限度額とする。
- ③ 算定された交付限度額が令和2年度交付限度額の2/3を下回る場合、令和2年度交付限度額の2/3を交付限度額とする。

### 4. 交付対象事業

#### (1) 公共用施設整備事業

道路、水道、スポーツ施設、教育文化施設などの公共用施設の整備、維持補修、維持運営のための事業

#### (2) 理解促進事業

先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業

#### (3) 地域活性化事業

地域の観光情報の発信事業、地域の人材育成事業、地場産業支援事業等の地域活性化事業

#### (4) 温排水関連事業

魚介類の養殖、漁業研修、試験研究、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業

#### (5) 福祉対策事業

医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上を図るための事業

(6) 企業導入・産業活性化事業

工業団地の造成など商工業の企業導入の促進事業、公設試など地域の産業関連技術の振興などに寄与する  
施設の整備・維持運営事業

(7) 給付金交付事業

一般家庭、工場などに対し、電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金助成措置

5. 交付期間

交付期間は7年間とするが、最大43年間の延長が認められる。

ただし、

- ① 交付開始から7年間の交付期間中に、市町村による発電水力の調査又は開発への協力が認められる場合には、8年間の交付期間の延長が認められる。
- ② ①により延長した8年間の間に、市町村が新規の水力開発の推進に関して協力する旨を明らかにした場合には7年間の延長が認められる。
- ③ ②により延長した7年間の間に、市町村による発電水力の調査又は開発への協力が認められる場合には、8年間の交付期間の延長が認められる。
- ④ ③により延長した8年間の間に、市町村による発電水力の調査又は開発への協力が認められる場合には、10年間の交付期間の延長が認められる。
- ⑤ ④により延長した10年間の間に、市町村による発電水力の調査又は開発への協力が認められる場合には、10年間の交付期間の延長が認められる。



#### (4) 交通安全対策特別交付金

##### 市 町 村 課

##### 交通安全対策特別交付金制度（現行）の概要

交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）は、交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に交付されるものである。

##### 1. 交付金の総額

交付金の総額は、交通反則金収入（運用益を含む。）から通告書送付費支出金相当額等を控除した額であること。

##### 2. 交付金の使途

交付金は、地方公共団体が単独事業として行う交通安全施設の設置及び管理に要する費用のうち、次に掲げる費用に充てるものであること。

交通安全対策特別交付金等に関する政令第1条に定める交付金充当対象事業

事業種目	該当区分
横断歩道橋（地下横断歩道含む）	2イ
歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、付加車線（登坂車線含む）、中央帯、車両停車帯、待避所、路肩改良、路肩整備、視距改良	2ロ
交差点改良	2ハ
踏切道改良	2ニ
道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、自動車駐車場、視線誘導標、道路反射鏡、地点標、区画線、自転車駐車場	2ホ
救急自動車	3
交通安全教育施設	4
道路反射鏡補修、区画線補修	6

### 3. 交付金の交付時期

交付金は、9月と3月の年2回交付するものであること。この場合、9月期にあつては2月から7月までに収納された交通反則金等収入、3月期にあつては8月から翌年の1月までに収納された交通反則金等収入から、これらの期間に係る通告書送付費支出金相当額等を控除した額を交付するものであること。

### 4. 交付金の交付基準

(1) 交付金の地方公共団体への交付額は次のとおりであること。この場合において、9月に交付すべき交付金の額が25万円未満となる市町村に対しては、当該年度において、交付金を交付しないものであり、また、各地方公共団体への交付額に1,000円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものであること。

ア 都道府県への交付額 当該都道府県の都道府県基準額から当該都道府県の区域内の市町村についてのイ及びウにより算定した額の合算額を控除した額

イ 指定都市への交付額 当該指定の指定都市基準額に4分の3を乗じて得た額

ウ 指定都市以外の市町村への交付額 当該都道府県基準額から当該都道府県区域内の指定都市基準額の合算額を控除した額に3分の1を乗じて得た額

(2) (1)において、都道府県基準額、指定都市基準額及び市町村基準額は、次の算式により算定した額とするものであること。なお、都道府県基準額の算定において、1,000円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額は、その算定された都道府県基準額が最も少額である都道府県の都道府県基準額に加算するものであること。

ア 都道府県基準額

$$\text{交付時期ごとの交付金額の総額} \times \left[ \frac{\text{当該都道府県における交通事故の発生件数}}{\text{全国の交通事故の発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該都道府県の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該都道府県の区域内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right]$$

イ 指定都市基準額

$$\text{関係都道府県の都道府県基準額} \times \left[ \frac{\text{当該指定都市における交通事故の発生件数}}{\text{関係都道府県における交通事故の発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該指定都市の人口集中地区人口}}{\text{関係都道府県の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該指定都市の区域内の改良済道路の延長}}{\text{関係都道府県の区域内の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right]$$

- (3) (2)において、交付金の算定に用いる基礎数値は、当該年度の普通交付税の算定に用いる基礎数値として総務省自治財政局交付税課に報告された数値のうち、次の区分に該当する数値を用いるものであること。
- なお、4月2日以降、市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、交付金の算定上、基礎数値の調査期日においてすでに当該廃置分合又は境界変更があったものとみなして取り扱うものである。
- ア 交通事故発生件数 普通交付税（市町村分）調査表の中の道路橋りょう費・交通事故発生件数のうち、前年及び前々年の数値
- イ 人口集中地区人口 普通交付税（市町村分）調査表の中の共通項目・人口集中地区人口のうち、直近の国勢調査による数値
- ウ 改良済道路の延長 普通交付税（都道府県分・市町村分）調査表の中の道路橋りょう費・改良済道路延長の前年の4月1日現在の数値
- (4) 交付金の交付後に交付額の算定に錯誤があった場合には、錯誤があったことを発見した日以降、原則として最初に到来する交付時期において交付すべき交付金の額を加減して調整するものであること。